鹿児島市 令和6年度介護保険制度改正等説明資料

居宅療養管理指導 一 個別資料 一

1. 令和6年度介護報酬改定における改定事項について

- ・・・2ページ
- 2. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示
 - ・・・15ページ
- 3. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について ・・・31ページ
- **4.** 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について・・・45ページ
- 5. 介護報酬の算定構造(案)

- ・・・58ページ
- 今回の資料に使用した「介護報酬の算定構造(案)」は、現段階で国が示した改正(案)です。
- 今回の報酬改定等に関するご質問は、ホームページ掲載の質問票にて 受付けます。(電子メールでのみ受け付けます。)

以上、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

居宅療養管理指導 基本報酬①

単位数

| ※以下の単位数はすべて1回あたり(介護予防も同様)

○医師が行う場合		<現行>	<改定後>
(1)居宅療養管理指導(Ⅰ) (Ⅱ以外の場合に算定)	単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2〜9人 単一建物居住者が10人以上	514単位 486単位 445単位	515単位 487単位 446単位
(2)居宅療養管理指導(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料等を算定する 利用者を対象とする場合に算定)	単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2~9人 単一建物居住者が10人以上	298単位 286単位 259単位	299単位 287単位 260単位
○歯科医師が行う場合		<現行>	<改定後>
	単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2~9人 単一建物居住者が10人以上	516単位 486単位 440単位	517単位 487単位 441単位
○薬剤師が行う場合		<現行>	<改定後>
(1) 病院又は診療所の薬剤師	単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2~9人 単一建物居住者が10人以上	565単位 416単位 379単位	566単位 417単位 380単位
(2)薬局の薬剤師	単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2〜9人 単一建物居住者が10人以上 情報通信機器を用いて行う場	517単位 378単位 341単位 合 45単位	518単位 379単位 342単位 46単位

1. (5)居宅療養管理指導

改定事項

- 居宅療養管理指導 基本報酬
- ① 1(3)②患者の状態に応じた在宅薬学管理の推進★
- ② 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ③ 2(1)⑭居宅療養管理指導における管理栄養士及び歯科衛生士等の通所サービス利用者に対する介入の充実★
- ④ 2(1)⑯居宅療養管理指導におけるがん末期の者に対する歯科衛生士等の介入の充実★
- ⑤ 2(1)⑩管理栄養士による居宅療養管理指導の算定回数の見直し★
- ⑥ 3(3)⑥薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価の見直し★
- ⑦ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者への サービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑧ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★
- ⑨ 5 ④居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長★

居宅療養管理指導 基本報酬②

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり(介護予防も同様)

○管理栄養士が行う場合		<現行>	<改定後>
(1) 当該事業所の管理栄養士	単一建物居住者が1人	544単位	545単位
	単一建物居住者が2〜9人	486単位	487単位
	単一建物居住者が10人以上	443単位	444単位
(2) 当該事業所以外の管理栄養士	単一建物居住者が1人	524単位	525単位
	単一建物居住者が2~9人	466単位	467単位
	単一建物居住者が10人以上	423単位	424単位
○歯科衛生士が行う場合	<改定後> 単一建物居住者が1人 単一建物居住者が2~9人 単一建物居住者が10人以上	361単位 325単位 294単位	<改定後> 362単位 326単位 295単位

1. (3)② 患者の状態に応じた在宅薬学管理の推進

概要

【居宅療養管理指導★】

- 薬剤師が行う居宅療養管理指導について、在宅患者に対して適切な薬物療法を提供する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指 導を行うことを評価する新たな加算を設ける。
 - イ 在宅中心静脈栄養法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行うことを評価する新たな加算を設ける。
 - ウ 心不全や呼吸不全で麻薬注射剤を使用する患者は頻回な訪問が必要となることから、末期の悪性腫瘍の者及び中心静脈栄養を受けている者と 同様に、週に2回かつ1月に8回を限度として算定することを可能とする。

単位数

<現行> なし



<改定後>

医療用麻薬持続注射療法加算 250単位/回 (新設) 在宅中心静脈栄養法加算 150単位/回 (新設)

算定要件等

<医療用麻薬持続注射療法加算> (新設)

- 在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について当該利用者又はその家族等に確認し、必要な薬学的管理指導を 行った場合に、1回につき250単位を所定単位数に加算する。
- ※ 疼痛緩和のために厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、必要な薬学的管理指導を行っている場合に算定する加算(100単位)との併算定は不可。
- 麻薬及び向精神薬取締法第3条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること。

<在宅中心静脈栄養法加算> (新設)

- 〇 在宅中心静脈栄養法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合に、1回につき150単位を所定 単位数に加算する。
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けている又は同法第39条の3第1項の規定 による管理医療機器の販売業の届出を行っていること。

<終末期におけるがん以外の在宅患者への薬学管理> (変更)

- 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、薬局の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建物居住者の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあっては、以下の者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。
 - イ 末期の悪性腫瘍の者
 - ロ 中心静脈栄養を受けている者
 - ハ 注射による麻薬の投与を受けている者

1. (6)② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア:短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ:訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、 指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講 じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと とし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - · 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定 する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行って はならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1.(6)② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>

なし

<改定後>

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合。
 - 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例 を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

2.(1) 4 居宅療養管理指導における管理栄養士及び歯科衛生士等の通所サービス利用者に対する介入の充実

概要

【居宅療養管理指導★】

○ 居宅療養管理指導費について、通所サービス利用者に対する管理栄養士による栄養食事指導及び歯科衛生士等による歯科衛生指導を充実させる観点から、算定対象を通院又は通所が困難な者から通院困難な者に見直す。 【告示改正】

算定要件等

<現行>

- 二 管理栄養士が行う場合
 - 注1 在宅の利用者であって<u>通院又は通所</u>が困難 なものに対して、(中略)1月に2回を限度 として、所定単位数を算定する。
- ホ 歯科衛生士等が行う場合

通院不可

注1 在宅の利用者であって<u>通院又は通所</u>が困難 なものに対して、(中略) 1月に4回を限度 として、所定単位数を算定する。

<改定後>

- 二 管理栄養士が行う場合
- 注1 在宅の利用者であって<mark>通院</mark>が困難なものに 対して、(中略)1月に2回を限度として、 所定単位数を算定する。
- ホ 歯科衛生士等が行う場合
 - 注1 在宅の利用者であって<mark>通院</mark>が困難なものに対して、(中略)1月に4回を限度として、 所定単位数を算定する。

X

<改定後> ○: 算定可 ×: 算定不可

利用者の状況	通所可	通所不可
通院可	×	×
通院不可	0	0

0

2.(1) 16 居宅療養管理指導におけるがん末期の者に対する歯科衛生士等の介入の充実

概要

【居宅療養管理指導★】

○ 居宅療養管理指導について、全身状態の悪化とともに口腔衛生管理の頻度が増加する終末期がん患者の歯科衛生 士等による歯科衛生指導を充実させる観点から、終末期がん患者の利用者について居宅療養管理指導(歯科衛生士 等が行う場合)の算定回数上限を緩和する。【告示改正】

算定要件等

○ 利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、 単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士 等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に4回<u>(がん末期の利用者</u> については、1月に6回)を限度として、所定単位数を算定する。

2. (1) ② 管理栄養士による居宅療養管理指導の算定回数の見直し

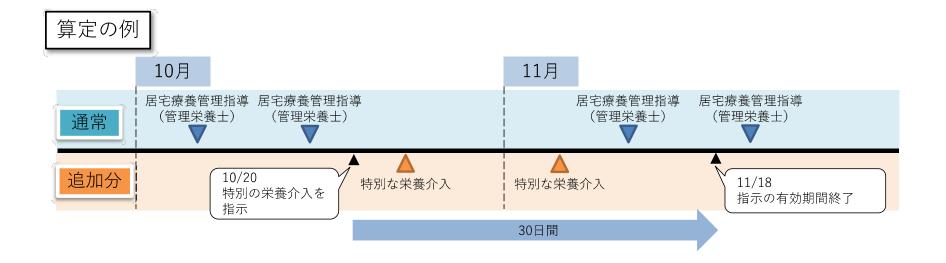
概要

【居宅療養管理指導★】

○ 終末期等における、きめ細かな栄養管理等のニーズに応じる観点から、一時的に頻回な介入が必要と医師が判断 した利用者について期間を設定したうえで追加訪問することを可能とする見直しを行う。【告示改正】

算定要件等

- ○算定要件(追加内容)
 - ・ 計画的な医学的管理を行っている医師が、利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行う。
 - · 利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行う。
 - ・ 特別の指示に基づく管理栄養士による居宅療養管理指導は、その指示の日から30日間に限り、従来の居宅療養 管理指導の限度回数(1月に2回)を超えて、2回を限度として行うことができる。



3. (3)⑥ 薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価の見直し

概要

【居宅療養管理指導★】

- オンライン服薬指導に係る医薬品医療機器等法のルールの見直しを踏まえ、薬剤師による情報通信機器を用いた 居宅療養管理指導について、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 初回から情報通信機器を用いた居宅療養管理指導の算定を可能とする。
 - イ 訪問診療において交付された処方箋以外の処方箋に係る情報通信機器を用いた居宅療養管理指導についても算定 可能とする。
 - ウ 居宅療養管理指導の上限である月4回まで算定可能とする。

単位数

<現行>

情報通信機器を用いた場合 45単位/回(月1回まで)



<改定後>

46単位/回(月4回まで)(変更)

算定要件等

<現行>

- 診療報酬における在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者であること。
- 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養 管理指導費のハ(2)を月に1回算定していること。

<改定後>

(削除)

(削除)

5.② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する 者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

概要

【訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用すること とされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービ ス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。【告示改正】

基準

	算定要件	単位数
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※1)に所 在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 15/100 を乗じた単位数
中山間地域等における 小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※2)に所 在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 10/100 を乗じた単位数
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※3)に居 住する利用者に対し、通常の事業の実施地域 を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に 5/100 を乗じた単位数

- ※1:①離島振興対策実施地域、②奄美群島、 ③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、**過疎地** 域等であって、人口密度が希薄、交通が不 便等の理由によりサービスの確保が著しく 困難な地域
- ※ 2:①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域
- ※3:①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島
- 〇 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)及び厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)の 規定を以下のように改正する。
 - <現行>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)<u>第二条</u> 第一項に規定する過疎地域



<改定後>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)<u>第二条</u> 第二項により公示された過疎地域

5. ③ 特別地域加算の対象地域の見直し

概要

【訪問系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

○ 過疎地域その他の地域で、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、特別地域加算の対象として告示で定めるものについて、前回の改正以降、新たに加除する必要が生じた地域において、都道府県及び市町村から加除の必要性等を聴取した上で、見直しを行う。

5. ④ 居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び 業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長

概要

【居宅療養管理指導★】

○ 居宅療養管理指導について、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要性等を踏まえ、令和6年3月31日までとされている以下の義務付けに係る経過措置期間を3年間延長する。

【省令改正】

- ア 虐待の発生又はその再発を防止するための措置
- イ業務継続計画の策定等

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

○厚生労働省告示第八十六号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に

関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示

(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第一条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号) の 一 部

を次の表のように改正する。

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イから<u>ホまで</u>により算 定した単位数の1000分の21に相当する単位数
 - (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イから<u>ホまで</u>により算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- チ 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、イから本までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 3 4 (略)
- 5 居宅療養管理指導費

イ~ハ (略)

ニ 管理栄養士が行う場合

(1) • (2) (略)

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、(1)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。)の管理栄養士が、(2)については次に掲げるいずれの基準にも適合する

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イから<u>二まで</u>により算 定した単位数の1000分の21に相当する単位数
 - (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イから<u>二まで</u>により算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- ト 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、イから三までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 3 4 (略)
- 5 居宅療養管理指導費

イ~ハ (略)

ニ 管理栄養士が行う場合

(1) • (2) (略)

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、(1)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。)の管理栄養士が、(2)については次に掲げるいずれの基準にも適合する

指定居宅療養管理指導事業所において当該指定居宅療養管 理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設(指定施設サ ービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年 厚生省告示第21号) 別表指定施設サービス等介護給付費単 位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」 という。) の介護福祉施設サービスのチ、介護保健施設サ ービスのリ若しくは介護医療院サービスのヲに規定する厚 生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超え て管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1 名以上配置しているものに限る。) 又は栄養士会が運営す る栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄 養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基 づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び 指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者(当該利用 者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養 管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管 理指導を行っているものをいう。) の人数に従い、1月に 2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ~ハ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

ホ (略)

- 6 通所介護費
- イ 通常規模型通所介護費
 - (1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(→)	要介護 1	<u>370単位</u>
()	要介護 2	<u>423単位</u>
(\equiv)	要介護3	479単位
(<u>PU</u>)	要介護4	533単位
(<u>F</u>)	要介護 5	588単位
2)	「要時間4時間以上5時間未満の場合	

─ 要介護 1 388単位

指定居宅療養管理指導事業所において当該指定居宅療養管 理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設(指定施設サ ービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年 厚生省告示第21号) 別表指定施設サービス等介護給付費単 位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」 という。) の介護福祉施設サービスのへ、介護保健施設サ ービスのト若しくは介護医療院サービスのヌに規定する厚 生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超え て管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1 名以上配置しているものに限る。) 又は栄養士会が運営す る栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄 養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基 づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び 指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者(当該利用 者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養 管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管 理指導を行っているものをいう。) の人数に従い、1月に 2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ~ハ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

ホ (略)

- 6 通所介護費
- イ 通常規模型通所介護費
- (1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

一 要介護 1 368単位 二 要介護 2 421単位 三 要介護3 477単位 四 要介護4 530単位 田 要介護 5 585単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

一 要介護 1 386単位

5 居宅療養管理指導費	5 居宅療養管理指導費
イ 医師が行う場合	イ 医師が行う場合
(1) 居宅療養管理指導費(I)	(1) 居宅療養管理指導費(I)
 一 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>515</u>	<u>単位</u>
二 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
487	<u> 486単位</u>
(三) (→及び(二以外の場合 <u>446</u>	<u>単位</u>
(2) 居宅療養管理指導費(II)	(2) 居宅療養管理指導費(I)
→ 単一建物居住者1人に対して行う場合 299	<u>単位</u>
二 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	二 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
<u>287</u>	<u> 286単位</u>
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	<u>単位</u>
注1~5 (略)	注 1 ~ 5 (略)
ロ 歯科医師が行う場合	ロ 歯科医師が行う場合
(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>517</u>	単位 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 516単位
(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
487	<u> 486単位</u>
(3) (1)及び(2)以外の場合 441	単位 (3) (1)及び(2)以外の場合 440単位
注 1 ~ 4 (略)	注 1 ~ 4 (略)
ハ 薬剤師が行う場合	ハ 薬剤師が行う場合
(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合
(→) 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>566</u>	<u>単位</u>
二 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	二 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
417	<u>単位</u> <u>416単位</u>
(三) (→)及び(□)以外の場合 <u>380</u>	<u>単位</u>
(2) 薬局の薬剤師が行う場合	(2) 薬局の薬剤師が行う場合
	<u>単位</u> → 単一建物居住者1人に対して行う場合 <u>517単位</u>
□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
<u> </u>	<u> </u>
□ □ □及び□以外の場合 342	<u>単位</u> 三 一及び口以外の場合 <u>341単位</u>

- 注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定 居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第 1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下 この注及び注4から注8までにおいて同じ。)の薬剤師が 、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師にあっては、医 師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬 学的管理指導計画) に基づき、当該利用者を訪問し、薬学 的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービ ス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建 物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち 、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に 指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数 に従い、1月に2回(薬局の薬剤師にあっては、4回)を 限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤 師にあっては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当 該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、 1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数 を算定する。
 - 2 <u>在宅の利用者であって通院が困難なもの</u>に対して、<u>薬局の薬剤師が</u>情報通信機器を用いた服薬指導(指定居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合は、注1の規定にかかわらず、(2)(一)から(三までと合わせて1月に4回に限り、46単位を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対して、薬局の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導(指定居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合は、注1の規定にかかわらず、(2)(一)から(三までと合わせて、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、46単位を算定する。

 $3 \sim 6$ (略)

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知

- 注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定 居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第 1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下 この注及び注4から注6までにおいて同じ。)の薬剤師が 、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師にあっては、医 師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬 学的管理指導計画)に基づき、当該利用者を訪問し、薬学 的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービ ス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建 物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち 、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に 指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数 に従い、1月に2回(薬局の薬剤師にあっては、4回)を 限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤 師にあっては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当 該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、 1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数 を算定する。
 - 2 医科診療報酬点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医 学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が 交付された利用者であって、別に厚生労働大臣が定めるも のに対して、情報通信機器を用いた服薬指導(指定居宅療 養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合は、 注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り45単位を算定 する。

 $3 \sim 6$ (略)

(新設)

事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定 居宅療養管理指導事業所において、在宅で医療用麻薬持続 注射療法を行っている利用者に対して、その投与及び保管 の状況、副作用の有無等について当該利用者又はその家族 等に確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合は、医療 用麻薬持続注射療法加算として、1回につき250単位を所 定単位数に加算する。ただし、注2又は注3を算定してい る場合は、算定しない。

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとし て、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知 事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定 居宅療養管理指導事業所において、在宅中心静脈栄養法を 行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、配 合変化の有無について確認し、必要な薬学的管理指導を行 った場合は、在宅中心静脈栄養法加算として、1回につき 150単位を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定し ている場合は、算定しない。

ニ 管理栄養士が行う場合

- (1) 居宅療養管理指導費(1)
 - → 単一建物居住者1人に対して行う場合 545単位
 - □ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

487単位

(三) (一)及び(二)以外の場合

444単位

- (2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ)
 - → 単一建物居住者1人に対して行う場合 525単位
 - □ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

467単位

□ □及び□以外の場合

424単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、(1)に ついては次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療 養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第1項第 (新設)

- ニ 管理栄養士が行う場合
- (1) 居宅療養管理指導費(1)
 - □ 単一建物居住者1人に対して行う場合 544単位
 - □ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

486単位

(三) (一)及び(二)以外の場合

443単位

524単位

- (2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ)
 - (→) 単一建物居住者1人に対して行う場合

□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

466単位

(三) (一)及び(二)以外の場合

423単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対し て、(1)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指 定居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条

1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下 この注から注4までにおいて同じ。)の管理栄養士が、(2) については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅 療養管理指導事業所において当該指定居宅療養管理指導事 業所以外の医療機関、介護保険施設(指定施設サービス等 に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告 示第21号) 別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉施設サービスのチ、介護保健施設サービスの リ若しくは介護医療院サービスのヲに規定する厚生労働大 臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄 養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配 置しているものに限る。) 又は栄養士会が運営する栄養ケ ア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、 計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当 該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は 助言を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住 する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導 事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を 行っているものをいう。)の人数に従い、1月に2回を限 度として、所定単位数を算定する。ただし、当該利用者の 計画的な医学的管理を行っている医師が、当該利用者の急 性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある 旨の特別の指示を行った場合に、当該利用者を訪問し、栄 養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行ったときは、 その指示の日から30日間に限って、1月に2回を超えて、 2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ~ハ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

- ホ 歯科衛生士等が行う場合
 - (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合

362単位

第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をい う。以下この注から注4までにおいて同じ。)の管理栄養 土が、(2)については次に掲げるいずれの基準にも適合する 指定居宅療養管理指導事業所において当該指定居宅療養管 理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設(指定施設サ ービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年 厚生省告示第21号) 別表指定施設サービス等介護給付費単 位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」 という。)の介護福祉施設サービスのチ、介護保健施設サ ービスのリ若しくは介護医療院サービスのヲに規定する厚 生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超え て管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1 名以上配置しているものに限る。)又は栄養士会が運営す る栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄 養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基 づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び 指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者(当該利用 者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養 管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管 理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に 2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ~ハ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

- ホ 歯科衛生士等が行う場合
 - (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合

361単位

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

326単位

(3) (1)及び(2)以外の場合

295単位 (

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、次に 掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事 業所(指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定す る指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注 4までにおいて同じ。)の歯科衛生士、保健師又は看護職 員(以下「歯科衛生士等」という。)が、当該利用者に対 して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該 利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住 者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該 指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に 指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数 に従い、1月に4回(がん末期の利用者については、1月 に6回)を限度として、所定単位数を算定する。

イ~ハ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

6 通所介護費

イ~ニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算

- 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の 賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組 織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長 が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、 利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に 掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算 する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している 場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからニまでにより算定

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

325単位

(3) (1)及び(2)以外の場合

294単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所(指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。)の歯科衛生士、保健師又は看護職員(以下「歯科衛生士等」という。)が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ~ハ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

6 通所介護費

イ~ニ (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の 賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織 を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定 める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者 に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区 分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を 所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算 を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は 算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した

回につき30単位を所定単位数から減算する。

口 退院時共同指導加算

600単位

注 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導(病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での介護予防訪問リハビリテーション計画に反映させることをいう。)を行った後に、当該者に対する初回の指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。

ハ (略)

- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- イ 医師が行う場合
 - (1) 介護予防居宅療養管理指導費(I)

 - □ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

<u>487単位</u>

(三) (一及び(二)以外の場合

<u>446単位</u>

- (2) 介護予防居宅療養管理指導費(II)
 - → 単一建物居住者1人に対して行う場合 299単位
 - □ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

287単位

(三) (一)及び(二)以外の場合

260単位

注1~5 (略)

- ロ 歯科医師が行う場合
 - (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合

517単位

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

ロ 事業所評価加算

120単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に 対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予 防訪問リハビリテーション事業所において、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する 年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

ハ (略)

- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- イ 医師が行う場合
 - (1) 介護予防居宅療養管理指導費(I)
 - (→) 単一建物居住者1人に対して行う場合 514単位
 - 二 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

486単位

(三) (一)及び(二)以外の場合

445単位

- (2) 介護予防居宅療養管理指導費(I)
 - (→) 単一建物居住者1人に対して行う場合 298単位
 - □ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

286単位

三 (一)及び(二)以外の場合

259単位

 $注 1 \sim 5$ (略)

- ロ 歯科医師が行う場合
- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合

516単位

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

280

487単位

(3) (1)及び(2)以外の場合

441単位

 $注 1 \sim 4$ (略)

- ハ 薬剤師が行う場合
 - (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

(→) 単一建物居住者1人に対して行う場合 566単位

□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

417単位

(三) (一)及び(二)以外の場合

380単位

- (2) 薬局の薬剤師が行う場合
 - → 単一建物居住者1人に対して行う場合

518単位

□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

379単位

□ □及び□以外の場合

342単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定 介護予防居宅療養管理指導事業所(指定介護予防サービス 基準第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指 導事業所をいう。以下この注及び注4から注8までにおい て同じ。) の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示(薬局の 薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当 該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、当該 利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門 員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報 提供を行った場合につき、単一建物居住者(当該利用者が 居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅 療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定介護予防居 宅療養管理指導を行っているものをいう。) の人数に従い 、1月に2回(薬局の薬剤師にあっては、4回)を限度と して、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあ っては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用 者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に (3) (1)及び(2)以外の場合

486単位 440単位

注1~4 (略)

- ハ 薬剤師が行う場合
- (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 565単位

□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

416単位

(三) (一)及び(二)以外の場合

379単位

- (2) 薬局の薬剤師が行う場合
 - (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 5

517単位

□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

378単位

(三) (一)及び(二)以外の場合

341単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定 介護予防居宅療養管理指導事業所(指定介護予防サービス 基準第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指 導事業所をいう。以下この注及び注4から注6までにおい て同じ。) の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示(薬局の 薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当 該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画) に基づき、当該 利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門 員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報 提供を行った場合につき、単一建物居住者(当該利用者が 居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅 療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定介護予防居 宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い 、1月に2回(薬局の薬剤師にあっては、4回)を限度と して、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあ っては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用 者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に 2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 <u>在宅の利用者であって通院が困難なもの</u>に対して、<u>薬局の薬剤師が</u>情報通信機器を用いた服薬指導(指定介護予防居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合は、注1の規定にかかわらず、(2)一から臼までと合わせて1月に4回に限り、46単位を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対して、薬局の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導(指定介護予防居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合は、注1の規定にかかわらず、(2)一から臼までと合わせて、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、46単位を算定する。

 $3 \sim 6$ (略)

- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防居宅療養管理指導事業所において、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について当該利用者又はその家族等に確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合は、医療用麻薬持続注射療法加算として、1回につき250単位を所定単位数に加算する。ただし、注2又は注3を算定している場合は、算定しない。
- 8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防居宅療養管理指導事業所において、在宅中心静脈栄養法を行っている利用者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合は、在宅中心静脈栄養法加算として、1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、注2

2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 医科診療報酬点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医 学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が 交付された利用者であって、別に厚生労働大臣が定めるも のに対して、情報通信機器を用いた服薬指導(指定介護予 防居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った 場合は、注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り45単 位を算定する。

 $3 \sim 6$ (略)

(新設)

(新設)

を算定している場合は、算定しない。

- ニ 管理栄養士が行う場合
- (1) 介護予防居宅療養管理指導費(I)

→ 単一建物居住者1人に対して行う場合

545単位

□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

487単位

(三) (一)及び(二)以外の場合

444単位

- (2) 介護予防居宅療養管理指導費(II)
 - (一) 単一建物居住者1人に対して行う場合

525単位

□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

467単位

(三) (一)及び(二)以外の場合

424単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、(1)に ついては次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予 防居宅療養管理指導事業所(指定介護予防サービス基準第 88条第1項第1号に規定する指定介護予防居宅療養管理指 導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。) の管理栄養士が、(2)については次に掲げるいずれの基準 にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所におい て当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所以外の医療機 関、介護保険施設(指定施設サービス等に要する費用の額 の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指 定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サ ービス等介護給付費単位数表」という。) の介護福祉施設 サービスのチ、介護保健施設サービスのリ若しくは介護医 療院サービスのヲに規定する厚生労働大臣が定める基準に 定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いている もの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに 限る。) 又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーション との連携により確保した管理栄養士が、計画的な医学的管 理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し

- ニ 管理栄養士が行う場合
 - (1) 介護予防居宅療養管理指導費(I)

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合

544単位

□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

486単位

(三) (一)及び(二)以外の場合

443単位

- (2) 介護予防居宅療養管理指導費(I)
 - (→) 単一建物居住者1人に対して行う場合

524単位

□ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

466単位

(三) (一)及び(二)以外の場合

423単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対し て、(1)については次に掲げるいずれの基準にも適合する指 定介護予防居宅療養管理指導事業所(指定介護予防サービ ス基準第88条第1項第1号に規定する指定介護予防居宅療 養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおい て同じ。)の管理栄養士が、(2)については次に掲げるいず れの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業 所において当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所以外 の医療機関、介護保険施設(指定施設サービス等に要する 費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指 定施設サービス等介護給付費単位数表」という。) の介護 福祉施設サービスのへ、介護保健施設サービスのト若しく は介護医療院サービスのヌに規定する厚生労働大臣が定め る基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置 いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置してい るものに限る。) 又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステ ーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な 医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者 、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、当該利用者の計画的な医学的管理を行っている医師が、当該利用者の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合に、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行ったときは、その指示の日から30日間に限って、1月に2回を超えて、2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ~ハ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

- ホ 歯科衛生士等が行う場合
 - (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合

362単位

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

326単位

(3) (1)及び(2)以外の場合

295単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、次に 掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管 理指導事業所(指定介護予防サービス基準第88条第1項第 1号に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をい う。以下この注から注4までにおいて同じ。)の歯科衛生 士、保健師又は看護職員(以下「歯科衛生士等」という。)が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師 の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った 場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居 住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理 指導を行う場合の当該利用者をいう。)の人数に従い、1 を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定介護予防居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ~ハ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

- ホ 歯科衛生士等が行う場合
- (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合

361単位

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

325単位

(3) (1)及び(2)以外の場合

294単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定介護予防居宅療養管理指導事業所(指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。)の歯科衛生士、保健師又は看護職員(以下「歯科衛生士等」という。)が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定介護予防居宅

月に4回<u>(がん末期の利用者については、1月に6回)</u>を 限度として、所定単位数を算定する。

イ~ハ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)

イ 介護予防通所リハビリテーション費

(1) 要支援 1

2,268単位

(2) 要支援 2

4,228単位 (

注1 (略)

- 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業 務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に 相当する単位数を所定単位数から減算する。

 $\underline{4} \sim \underline{9}$ (略)

10 利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める要件を満た さない場合であって、指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行うときは、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

(1) 要支援 1

<u>120単位</u>

(2) 要支援 2

240単位

口 退院時共同指導加算

600単位

注 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導(病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間

療養管理指導を行う場合の当該利用者をいう。)の人数に 従い、1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ~ハ (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)

イ 介護予防通所リハビリテーション費

(1) 要支援 1

2,053単位

(2) 要支援 2

3,999単位

注1 (略)

(新設)

(新設)

 $2\sim7$ (略)

8 利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合は、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

(1) 要支援 1

20単位

(2) 要支援2

40単位

ロ 運動器機能向上加算

225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行って、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資す

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(抄)

新

第1 届出手続の運用

1 届出の受理

- (1) (略)
- (2) 電子情報処理組織による届出
 - ① (1)の規定にかかわらず、届出は厚生労働省の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。)と届出を行おうとする者の使用に係 る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用す る方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労 働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録 されるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)や電 子メールの利用等により行わせることができる。
 - ② (1)の規定にかかわらず、届出のうち、居宅サービス単位数表及び居 宅介護支援単位数表において、電子情報処理組織を使用する方法によ るとされた届出については、電子情報処理組織を使用する方法(やむ を得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合に あっては、電子メールの利用その他の適切な方法)により行わせるこ ととする。なお、都道府県知事等が電子情報処理組織を使用する方法 による届出の受理の準備を完了するまでの間は、この限りでない。
 - ③ ①、②の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出については、書面等により行われたものとみなして、本通知及びその他の当該届出に関する通知の規定を適用する。
 - ④ 電子情報処理組織を使用する方法や電子メールの利用等により行われた届出は、当該届出を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

(3)~(5) (略)

(6) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。) については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業 者に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされ た場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を

第1 届出手続の運用

- 1 届出の受理
 - (1) (略)
 - (2) 電子情報処理組織による届出
 - ① (1)の規定にかかわらず、届出は電子情報処理組織(届出が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)とその届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ただし、当該行政機関等の使用に係る電子計算機と接続した際に当該行政機関等からプログラムが付与される場合は、その付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えているものに限る。以下同じ。)を使用する方法により行わせることができる。

IΗ

(新設)

- ② ①の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出については、書面等により行われたものとみなして、本通知及びその他の当該届出に関する通知の規定を適用する。
- ② 電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出は、当該届出を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

 $(3)\sim(5)$ (略)

(6) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。) については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業 者に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされ た場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を 開始するものとすること。

ただし、 $\frac{6\pi 6 \mp 4 \Pi}{1}$ から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、同年4月1日以前になされていれば足りるものとする。

2 届出事項の公開

届出事項については都道府県(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市(以下「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市。以下同じ。)(指定居宅介護支援事業者に係る届出事項については、市町村。)において閲覧に供するほか、事業者においても利用料に係る情報として事業所内で掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載することになること。また、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムをいい、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 44 各号に掲げる基準に該当する事業所については、介護サービス情報公表制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、居宅療養管理指導については、自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合は、これを行わないことができる。

 $3 \sim 6$ (略)

- 第2 居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで 及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項
- 1 通則
 - (1) 算定上における端数処理について
 - ① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

(削る)

ただし、特別地域加算等の支給限度額管理対象外となる加算や事業

開始するものとすること。

ただし、 $\frac{6}{1}$ を和 $\frac{3}{1}$ 年 $\frac{4}{1}$ から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、同年 $\frac{4}{1}$ 日以前になされていれば足りるものとする。

2 届出事項の公開

届出事項については都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市。以下同じ。)(指定居宅介護支援事業者に係る届出事項については、市町村。)において閲覧に供するほか、事業者においても利用料に係る情報として事業所内で掲示することになること。

 $3 \sim 6$ (略)

- 第2 居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで 及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。)に関する事項
- 1 通則
- (1) 算定上における端数処理について
 - ① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する 基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)附則 第12条に規定する単位数の計算を行う場合も、小数点以下の端数処理 (四捨五入)を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乗せされる 単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。

ただし、特別地域加算等の支給限度額管理対象外となる加算や事業

所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 20 人以上にサービスを行う場合の減算を算定する場合等については、対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとする。

(例1) 訪問介護(身体介護中心 30分以上1時間未満で387単位)

- ・夜間又は早朝にサービスを行う場合、所定単位数の 25%を加算 387×1, 25=483, 75→484 単位
- ・この事業所が特定事業所加算IVを算定している場合、所定単位数の3%を加算

484×1.03=498.52→499 単位

*387×1.25×1.03=498.2625として四捨五入するのではない。 (例2) 訪問介護(身体介護中心 30分以上1時間未満で387単位)

・月に6回サービスを行い、特別地域加算の対象となる場合、対象となる単位数の合計に15%を加算

387×6回=2,322単位

2,322×0.15=348.3→348 単位

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。

(例) 前記①の事例(例1)で、このサービスを月に8回提供した場合 (地域区分は1級地)

499 単位×8回=3,992 単位

3,992 単位×11,40 円/単位=45,508,80 円→45,508 円

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードを基本として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

(2) • (3) (略)

(4) 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞ

所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 20 人以上にサービスを行う場合の減算を算定する場合等については、対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとする。

(例1) 訪問介護(身体介護中心 20分以上30分未満で250単位)

- ・夜間又は早朝にサービスを行う場合、所定単位数の 25%を加算 250×1, 25=312, 5→313 単位
- ・この事業所が特定事業所加算IVを算定している場合、所定単位数の 5%を加算

313×1.05=328.65→329 単位

*250×1.25×1.05=328.125 として四捨五入するのではない。

(例2) 訪問介護(身体介護中心 30分以上1時間未満で396単位)

・月に6回サービスを行い、特別地域加算の対象となる場合、対象となる単位数の合計に15%を加算

396×6回=2,376単位

2,376×0.15=356.4→356 単位

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。

(例)前記①の事例(例1)で、このサービスを月に8回提供した場合 (地域区分は1級地)

329 単位×8 回=2,632 単位

2,632 単位×11,40 円/単位=30,004,80 円→30,004 円

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードを基本として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

(2) • (3) (略)

(4) 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞ

れの所定単位数が算定される。例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合に、適切なアセスメント(利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。)を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問看護を利用することが必要であると判断され、30分以上1時間未満の訪問介護(身体介護中心の場合)と訪問看護(指定訪問看護ステーションの場合)を同一時間帯に利用した場合、訪問介護については387単位、訪問看護については823単位がそれぞれ算定されることとなる。

(5) 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置づける。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に100分間訪問し、夫に50分の訪問介護(身体介護中心の場合)、妻に50分の訪問介護(身体介護中心の場合)を提供した場合、夫、妻それぞれ387単位ずつ算定される。ただし、生活援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分けることとする。また、要介護者と要支援者等がいる世帯において同一時間帯に訪問介護及び介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業(指定事業者によるものに限る。)を利用した場合も同様に、訪問介護費の算定に当たっては、要介護者へのサービスに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置付けること。生活援助についても、適宜所要時間を振り分けた上で、要介護者に係る訪問介護費を算定すること。

(6) • (7) (略)

- (8) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとお りとすること。
 - ① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24

れの所定単位数が算定される。例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合に、適切なアセスメント(利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。)を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問看護を利用することが必要であると判断され、30分以上1時間未満の訪問介護(身体介護中心の場合)と訪問看護(指定訪問看護ステーションの場合)を同一時間帯に利用した場合、訪問介護については396単位、訪問看護については821単位がそれぞれ算定されることとなる。

(5) 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置づける。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に 100 分間訪問し、夫に 50 分の訪問介護(身体介護中心の場合)、妻に 50 分の訪問介護(身体介護中心の場合)を提供した場合、夫、妻それぞれ 396 単位ずつ算定される。ただし、生活援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分けることとする。また、要介護者と要支援者等がいる世帯において同一時間帯に訪問介護及び介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第一号訪問事業 (指定事業者によるものに限る。)を利用した場合も同様に、訪問介護費の算定に当たっては、要介護者へのサービスに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置付けること。生活援助についても、適宜所要時間を振り分けた上で、要介護者に係る訪問介護費を算定すること。

(6) • (7) (略)

- (8) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとお りとすること。
- ① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24

条に規定する所定労働時間の短縮等の措置<u>若しくは厚生労働省「事業</u>場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に講じる所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

② 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児、介護<u>及び治療</u>のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同未第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。

(9) (略)

(10) 令和6年4月から5月までの取扱い

① 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)において、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費(以下「訪問看護費等」という。)に係る改正は令和6年6月施行となっているところ、令和6年4月から5月までの間の訪問看護費等の算定は、「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関

条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児<u>及び</u>介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

② 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児<u>及び</u>介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。

(9) (略)

(新設)

<u>する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和6年3月15日老高発0315001号老認発0315001号老健発</u>0315001号)による改正前の本通知に基づき実施するものとする。

- ② 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「処遇改善3加算」という。)の一本化は令和6年6月施行となっているところ、令和6年4月から5月までの間の処遇改善3加算の内容については、別途通知(「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。
- 2 訪問介護費

(1)・(2) (略)

(3) 1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱い

1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分してそれに要する標準的な時間に基づき、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定することとする。なお、身体介護中心型の単位数に生活援助が20分以上で65単位、45分以上で130単位、70分以上で195単位を加算する方式となるが、1回の訪問介護の全体時間のうち「身体介護」及び「生活援助」の所要時間に基づき判断するため、実際のサービスの提供は身体介護中心型の後に引き続き生活援助中心型を行う場合に限らず、例えば、生活援助の後に引き続き身体介護を行ってもよい。

(例)寝たきりの利用者の体位変換を行いながら、ベッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとってもらった後、 居室の掃除を行う場合。

[具体的な取扱い]「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを 基準に以下のいずれかの組み合わせを算定

- ・身体介護中心型 20 分以上 30 分未満(244 単位) + 生活援助加算 45 分(130 単位)
- ・身体介護中心型 30 分以上 1 時間未満(387 単位)+生活援助加算 20

2 訪問介護費

(1) • (2) (略)

体介護を行ってもよい。

(3) 1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱い

1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う

必要がある場合は、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分してそれに要する標準的な時間に基づき、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定することとする。なお、身体介護中心型の単位数に生活援助が20分以上で67単位、45分以上で134単位、70分以上で201単位を加算する方式となるが、1回の訪問介護の全体時間のうち「身体介護」及び「生活援助」の所要時間に基づき判断するため、実際のサービスの提供は身体介護中心型の後に引き続き生活援助中心型を行う場合に限らず、例えば、生活援助の後に引き続き身

(例)寝たきりの利用者の体位変換を行いながら、ベッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとってもらった後、 居室の掃除を行う場合。

[具体的な取扱い]「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを 基準に以下のいずれかの組み合わせを算定

- ・身体介護中心型 20 分以上 30 分未満(250 単位)+生活援助加算 45 分(134 単位)
- ・身体介護中心型 30 分以上 1 時間未満 (396 単位) +生活援助加算 20

- (17) サービス提供体制強化加算について
 - ① 訪問入浴介護と同様であるので、3位0の及び⑦を参照のこと。
- ② (略)

(18) (略)

- 6 居宅療養管理指導費
- (1)・(2) (略)
- (3) 医師・歯科医師の居宅療養管理指導について
- 算定内容

主治の医師及び歯科医師の行う居宅療養管理指導については、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員(指定居宅介護支援事業者により指定居宅介護支援を受けている居宅要介護被保険者については居宅サービス計画(以下6において「ケアプラン」という。)を作成している介護支援専門員を、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は看護小規模多機能型居宅介護の利用者にあっては、当該事業所の介護支援専門員をいう。以下6において「ケアマネジャー」という。)に対するケアプランの作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に算定する。ケアマネジャーへの情報提供がない場合には、算定できないこととなるため留意すること。

利用者が他の介護サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護サービス事業者等に介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこととする。

ハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護又は指定介護 予防小規模多機能型居宅介護の事業所へ提供すること。なお、指定通 所介護事業所等の事業所への情報提供に際しては、リハビリテーション計画書の全ての情報ではなく、「リハビリテーション・個別機能訓練、 栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理 手順及び様式例の提示について」に示す別紙様式2-2-1及び2-2-2の本人の希望、家族の希望、健康状態・経過、リハビリテーションの目標、リハビリテーションサービス等の情報を抜粋し、提供する ことで差し支えない。

- (12) サービス提供体制強化加算について
 - ① 訪問入浴介護と同様であるので、3(9)⑥及び⑦を参照のこと。
 - ② (略)

(13) (略)

- 6 居宅療養管理指導費
- (1)・(2) (略)
- (3) 医師・歯科医師の居宅療養管理指導について
 - 算定内容

主治の医師及び歯科医師の行う居宅療養管理指導については、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員(指定居宅介護支援事業者により指定居宅介護支援を受けている居宅要介護被保険者については居宅サービス計画(以下6において「ケアプラン」という。)を作成している介護支援専門員を、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は看護小規模多機能型居宅介護の利用者にあっては、当該事業所の介護支援専門員をいう。以下6において「ケアマネジャー」という。)に対するケアプランの作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に算定する。ケアマネジャーへの情報提供がない場合には、算定できないこととなるため留意すること。

利用者が他の介護サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護サービス事業者等に介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこととする。

また、必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意<u>するとともに、診療</u><u>方針に関して利用者の意思決定支援を行った場合は、関連する情報に</u>ついて、ケアマネジャー等に提供するよう努めることとする。

なお、当該医師が当該月に医療保険において、「在宅時医学総合管理料」又は「施設入居時等医学総合管理料」を当該利用者について算定した場合には、当該医師に限り居宅療養管理指導費Ⅱを算定する。

- ② 「情報提供」及び「指導又は助言」の方法
 - ア ケアマネジャーに対する情報提供の方法

ケアプランの策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議への参加により行うことを基本とする(必ずしも文書等による必要はない。)。

当該会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、左記の「情報提供すべき事項」(薬局薬剤師に情報提供する場合は、診療状況を示す文書等の内容も含む。)について、別紙様式1(医師)又は2(歯科医師)等(メール、FAX等でも可)により、ケアマネジャーに対して情報提供を行うことで足りるものとする。なお、(e)においては別紙様式1(医師)等により情報提供する場合に限る。

なお、サービス担当者会議等への参加により情報提供を行った場合については、別紙様式1又は2を参考に、その情報提供の要点を記載すること。当該記載については、医療保険の診療録に記載することは差し支えないが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。

また、別紙様式1又は2等により情報提供を行った場合について は、当該様式等の写しを診療録に添付する等により保存すること。 (情報提供すべき事項)

(a)~(d) (略)

(e) 人生の最終段階における医療・ケアに関する情報等

イ (略)

③~⑤ (略)

- (4) 薬剤師が行う居宅療養管理指導について
- ① 薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、また、医療機

また、必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、また、関連する情報については、ケアマネジャー等に提供するよう努めることとする。なお、当該医師が当該月に医療保険において、「在宅時医学総合管理料」又は「施設入居時等医学総合管理料」を当該利用者について算定した場合には、当該医師に限り居宅療養管理指導費IIを算定する。

- ② 「情報提供」及び「指導又は助言」の方法
 - ア ケアマネジャーに対する情報提供の方法

ケアプランの策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議への参加により行うことを基本とする(必ずしも文書等による必要はない。)。

当該会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、左記の「情報提供すべき事項」(薬局薬剤師に情報提供する場合は、診療状況を示す文書等の内容も含む。)について、別紙様式1 (医師) 又は2 (歯科医師) 等 (メール、FAX等でも可) により、ケアマネジャーに対して情報提供を行うことで足りるものとする。

なお、サービス担当者会議等への参加により情報提供を行った場合については、別紙様式1又は2を参考に、その情報提供の要点を記載すること。当該記載については、医療保険の診療録に記載することは差し支えないが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。

また、別紙様式1又は2等により情報提供を行った場合については、当該様式等の写しを診療録に添付する等により保存すること。

(情報提供すべき事項)

(a)~(d) (略)

(新設)

イ (略)

③~⑤ (略)

- (4) 薬剤師が行う居宅療養管理指導について
- ① 薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、また、医療機

関の薬剤師が行う場合にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対して積極的に文書等にて提出するよう努め、速やかに記録(薬局薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師にあっては、薬剤管理指導記録)を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告した上で、ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要な情報提供を行うこととする。ケアマネジャーへの情報提供がない場合には、算定できないこととなるため留意すること。ただし、ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない場合の取扱いについては、(3)③を準用する。

併せて、利用者の服薬状況や薬剤の保管状況に問題がある場合等、その改善のため訪問介護員等の援助が必要と判断される場合には、関連事業者等に対して情報提供及び必要な助言を行うこととする。薬局薬剤師にあっては当該居宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対し訪問結果について必要な情報提供を文書で行うこととする。また、必要に応じて、(3)①の社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った医師又は歯科医師に提供するよう努めることとする。提供した文書等の写しがある場合は、記録に添付する等により保存することとする。

利用者の居宅への訪問時における薬学管理指導や多職種連携に当たっての留意点については「多職種連携推進のための在宅患者訪問薬剤管理指導ガイド」(以下「ガイド」という。) (https://www.ncgg.go.jp/hospital/kenshu/organization/yakugaku.html) 等を参照されたい。また、医師、歯科医師、ケアマネジャー等への情報提供については、ガイド及びガイド別添の報告様式、お薬問診票及び薬学的評価シートを参考に行うこと。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

②·③ (略)

④ 薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導費を月2回以上算定する場合 (がん末期患者又は中心静脈栄養者しくは注射による麻薬の投与を受けている者に対するものを除く。)にあっては、算定する日の間隔は6日以上とする。がん末期患者又は中心静脈栄養若しくは注射による麻 関の薬剤師が行う場合にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対して積極的に文書等にて提出するよう努め、速やかに記録(薬局薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師にあっては、薬剤管理指導記録)を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告した上で、ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要な情報提供を行うこととする。ケアマネジャーへの情報提供がない場合には、算定できないこととなるため留意すること。ただし、ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない場合の取扱いについては、(3)③を準用する。

併せて、利用者の服薬状況や薬剤の保管状況に問題がある場合等、その改善のため訪問介護員等の援助が必要と判断される場合には、関連事業者等に対して情報提供及び必要な助言を行うこととする。薬局薬剤師にあっては当該居宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対し訪問結果について必要な情報提供を文書で行うこととする。また、必要に応じて、(3)①の社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った医師又は歯科医師に提供するよう努めることとする。提供した文書等の写しがある場合は、記録に添付する等により保存することとする。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

②・③ (略)

④ 薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導費を月2回以上算定する場合 (がん末期患者及び中心静脈栄養を受けている者に対するものを除 く。)にあっては、算定する日の間隔は6日以上とする。がん末期患者 及び中心静脈栄養を受けている者については、週2回かつ月8回に限 <u>薬の投与</u>を受けている者については、週2回かつ月8回に限り算定できる。医療機関の薬剤師が行う居宅療養管理指導を月2回算定する場合にあっては、算定する日の間隔は6日以上とする。

⑤ 居宅療養管理指導を行った場合には、薬局の薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録に、少なくとも以下のア~<u>セ</u>について記載しなければならない。

ア〜エ (略)

<u>オンライン資格確認システムを通じて取得した患者の薬剤情報又</u> は特定健診情報等

カ~セ (略)

⑥・⑦ (略)

⑧ 現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合は、居宅療養管理指導費は、算定しない。ただし、居住地の変更等により、現に居宅療養管理指導を行っている医療機関又は薬局からのサービスが受けられなくなった場合にはこの限りでない。その場合においても、以前に居宅療養管理指導を行っていた医療機関又は薬局から利用者の情報を適切に引き継ぐと共に、1月の居宅療養管理指導の算定回数の上限を超えないよう調整すること。

(9)~(15) (略)

⑥ 情報通信機器を用いた服薬指導

ア <u>在宅の利用者であって通院が困難な</u>ものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導(居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合に、ハ注1の規定にかかわらず、<u>ハ(2)</u>)から臼までと合<u>わせて1月に4回</u>に限り算定する。この場合において、ハの注3、注4、注5、注6、注7及び注8に規定する加算は算定できない。

イ (略)

(削る)

(削る)

(削る)

り算定できる。医療機関の薬剤師が行う居宅療養管理指導を月2回算 定する場合にあっては、算定する日の間隔は6日以上とする。

⑤ 居宅療養管理指導を行った場合には、薬局の薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録に、少なくとも以下のア~<u>ス</u>について記載しなければならない。

ア〜エ (略)

<u>オ</u> 併用薬等(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる 健康食品を含む。)の情報及び服用薬と相互作用が認められる飲食物 の摂取状況等

カ~ス (略)

⑥・⑦ (略)

⑧ 現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている場合は、居宅療養管理指導費は、算定しない。

⑨~⑤ (略)

(16) 情報通信機器を用いた服薬指導

ア 医科診療報酬点数表の区分番号C00二に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施により処方箋が交付された利用者であって、居宅療養管理指導費が月1回算定されているものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導(居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合に、ハ注1の規定にかかわらず、月1回に限り算定する。この場合において、ハの注3、注4、注5及び注6に規定する加算は算定できない。

イ (略)

- ウ 情報通信機器を用いた服薬指導は、当該薬局内において行うこと。
- エ 利用者の同意を得た上で、対面による服薬指導と情報通信機器を 用いた服薬指導を組み合わせた服薬指導計画を作成し、当該計画に 基づき情報通信機器を用いた服薬指導を実施すること。
- オ 情報通信機器を用いた服薬指導を行う薬剤師は、原則として同一

<u>ウ</u>~<u>カ</u> (略)

- 主 居宅療養管理指導費又は注2を月2回以上算定する場合(がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与を受けている者に対するものを除く。)にあっては、算定する日の間隔は6日以上とする。がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与を受けている者については、ハ(2)(一)から(三までと合わせて週2回かつ月8回に限り算定できる。
- ① 医療用麻薬持続注射療法加算
 - ア 医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅において医療用麻薬持続注射療法を行っている患者又はその家族等に対して、患家を訪問し、麻薬の投与状況、残液の状況及び保管状況について確認し、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。
 - <u>イ</u> 当該患者が麻薬の投与に使用している高度管理医療機器について、保健衛生上の危害の発生の防止に必要な措置を講ずること。
 - ウ 必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、麻薬の投与状況、残液の状況、保管状況、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等について情報提供すること。
 - 工 医療用麻薬持続注射療法加算を算定するためには、薬剤服用歴等 に(4)⑤又は⑥の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記 載されていなければならない。
 - (4) 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容 (麻薬

の者であること。ただし、次のa及びbをいずれも満たしている場合に限り、やむを得ない事由により同一の薬剤師が対応できないときに当該薬局に勤務する他の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導を行っても差し支えない。

- a 当該薬局に勤務する他の薬剤師(あらかじめ対面による服薬指 導を実施したことがある2名までの薬剤師に限る。)の氏名を服薬 指導計画に記載していること。
- <u>b</u> 当該他の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導を行うことについて、あらかじめ利用者の同意を得ていること。

<u>カ</u>~<u>ケ</u> (略)

- の保管管理状況、投与状況、残液の状況、併用薬剤、疼痛緩和等の 状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化 (副作用が疑われる症状など)の有無などの確認等)
- (ロ) 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点 (麻薬 に係る服薬指導、残液の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導 等)
- (ハ) 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報(麻薬の投与状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。)の要点(三) 患者又はその家族等から返納された麻薬の廃棄に関する事項(都道府県知事に届け出た麻薬廃棄届の写しを薬剤服用歴等に添付することで差し支えない。)
- オ 医療用麻薬持続注射療法加算については、麻薬管理指導加算を算 定している患者については算定できない。
- ⑧ 在宅中心静脈栄養法加算
 - ア 在宅中心静脈栄養法加算は、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に係る薬学的管理指導の際に、患家を訪問し、患者の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、患者又はその家族等に対して保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。
 - イ 当該患者に対し2種以上の注射薬が同時に投与される場合には、 中心静脈栄養法に使用する薬剤の配合変化を回避するために、必要 に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、当該患者が使用 する注射剤に係る配合変化に関する留意点、輸液バッグの遮光の必 要性等について情報提供する。
 - ウ 在宅中心静脈栄養法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に(4) ⑤又は⑥の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。
 - (4) 訪問に際して実施した在宅患者中心静脈栄養法に係る薬学的管理指導の内容(輸液製剤の投与状況、保管管理状況、残薬の状況、栄養状態等の状況、輸液製剤による患者の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無、薬剤の配合変化の有無などの確認等)
 - (四) 訪問に際して行った患者・家族への指導の要点(輸液製剤に係

る服薬指導、適切な保管方法の指導等)

- (ハ) 処方医及び関係する医療関係職種に対して提供した訪問結果、 輸液製剤の保管管理に関する情報(輸液製剤の投与状況、栄養状態 及び患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)等の 状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。)の要点
- (5) 管理栄養士の居宅療養管理指導について
- ① 管理栄養士の行う居宅療養管理指導については、居宅で療養を行っており、通院による療養が困難な利用者について、医師が当該利用者に厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合又は当該利用者が低栄養状態にあると医師が判断した場合であって、当該医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、作成した栄養ケア計画を利用者又はその家族等に対して交付するとともに、当該栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行った場合に算定する。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

- ② (略)
- ③ 居宅療養管理指導(II)については、指定居宅療養管理指導事業所の計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該指定居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、居宅療養管理指導を実施した場合に、当該居宅療養管理指導事業所が算定できる。

なお、他の指定居宅療養管理指導事業所との連携により管理栄養士 を確保し、居宅療養管理指導を実施する場合は、計画的な医学的管理 を行っている医師が所属する指定居宅療養管理指導事業所が認めた場 合は、管理栄養士が所属する指定居宅療養管理指導事業所が算定する ことができるものとする。

また、医学的管理を行っている医師の指示に当たり指示書を作成する場合は、別紙様式4の様式例を参照されたい。

- 4~6 (略)
- ⑦ 心臓疾患等の利用者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の利用者に対す

- (5) 管理栄養士の居宅療養管理指導について
 - ① 管理栄養士の行う居宅療養管理指導については、居宅で療養を行っており、通院による療養が困難な利用者について、医師が当該利用者に厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合又は当該利用者が低栄養状態にあると医師が判断した場合であって、当該医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、作成した栄養ケア計画を<u>患者</u>又はその家族等に対して交付するとともに、当該栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行った場合に算定する。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

- ② (略)
- ③ 居宅療養管理指導(II)については、指定居宅療養管理指導事業所の計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該指定居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、居宅療養管理指導を実施した場合に、当該居宅療養管理指導事業所が算定できる。

なお、他の指定居宅療養管理指導事業所との連携により管理栄養士 を確保し、居宅療養管理指導を実施する場合は、計画的な医学的管理 を行っている医師が所属する指定居宅療養管理指導事業所が認めた場 合は、管理栄養士が所属する指定居宅療養管理指導事業所が算定する ことができるものとする。

4~6 (略)

⑦ 心臓疾患等の患者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の患者に対する潰

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第 0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号)(抄)

新

第1 届出手続の運用

- 1 届出の受理
 - (1) (略)
 - (2) 電子情報処理組織による届出
 - ① (1)の規定にかかわらず、届出は厚生労働省の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。)と届出を行おうとする者の使用に係 る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用す る方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労 働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録 されるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)や電 子メールの利用等により行わせることができる。
 - ② (1)の規定にかかわらず、届出のうち、指定介護予防サービス単位数表において、電子情報処理組織を使用する方法によるとされた届出については、電子情報処理組織を使用する方法(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法)により行わせることとする。なお、都道府県知事等が電子情報処理組織を使用する方法による届出の受理の準備を完了するまでの間は、この限りでない。
 - ③ ①、②の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出については、書面等により行われたものとみなして、本通知及びその他の当該届出に関する通知の規定を適用する。
 - ④ 電子情報処理組織を使用する方法<u>や電子メールの利用等</u>により行われた届出は、当該届出を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

(3)~(5) (略)

(6) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。) については、適正な支給限度額管理のため、利用者や介護予防支援事業 者に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされ た場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を

第1 届出手続の運用

- 1 届出の受理
 - (1) (略)
 - (2) 電子情報処理組織による届出
 - ① (1)の規定にかかわらず、届出は電子情報処理組織(届出が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)とその届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ただし、当該行政機関等の使用に係る電子計算機と接続した際に当該行政機関等からプログラムが付与される場合は、その付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えているものに限る。以下同じ。)を使用する方法により行わせることができる。

IΗ

(新設)

- ② ①の電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出については、書面等により行われたものとみなして、本通知及びその他の当該届出に関する通知の規定を適用する。
- ② 電子情報処理組織を使用する方法により行われた届出は、当該届出を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

 $(3)\sim(5)$ (略)

(6) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。) については、適正な支給限度額管理のため、利用者や介護予防支援事業 者に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされ た場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を る潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の利用者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している利用者に対する低残渣食並びに高度肥満症(肥満度がプラス40%以上又はBM I が30以上)の利用者に対する治療食を含む。なお、高血圧の利用者に対する減塩食(食塩相当量の総量が6.0グラム未満のものに限る。)及び嚥下困難者(そのために摂食不良となった者も含む。)のための流動食は、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の療養食加算の場合と異な

⑧ 当該利用者の計画的な医学管理を行っている医師が、急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別指示を出す場合、特別な指示に係る内容は、別紙様式5の様式例を参照のうえ、頻回の栄養管理が必要な理由等を記録する。当該指示に基づく居宅療養管理指導の実施に当たっては、②から⑥を準用し、その栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を行った場合に、その指示の目から30日間に限って、1月に2回を超えて、2回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、⑥に掲げるプロセスのうち実施する内容については、介入の頻度や当該利用者の状態により判断して差し支えない。

り、居宅療養管理指導の対象となる特別食に含まれる。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問目を記入することとする。

⑨ 管理栄養士による居宅療養管理指導の栄養アセスメント等に当たっては別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」)を参照されたい。

① (略)

(6) • (7) (略)

(8) イ注4、ロ注3、ハ注5、ニ注3、ホ注3について 訪問介護と同様であるので、2<u>10</u>2~④を参照されたい。

(9) (略)

7 通所介護費

(1) 所要時間による区分の取扱い

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護 計画に位置づけられた内容の通所介護を行うための標準的な時間による こととされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の 瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の<u>患者</u>に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している<u>患者</u>に対する低残渣食並びに高度肥満症(肥満度がプラス40%以上又はBMIが30以上)の<u>患者</u>に対する治療食を含む。なお、高血圧の<u>患者</u>に対する減塩食(食塩相当量の総量が6.0グラム未満のものに限る。)及び嚥下困難者(そのために摂食不良となった者も含む。)のための流動食は、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の療養食加算の場合と異なり、居宅療養管理指導の対象となる特別食に含まれる。(新設)

(新設)

⑧ (略)

(6) • (7) (略)

(8) イ注4、口注3、ハ注5、二注3、ホ注3について 訪問介護と同様であるので、2(16)②~④を参照されたい。

(9) (略)

7 通所介護費

(1) 所要時間による区分の取扱い

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護 計画に位置づけられた内容の通所介護を行うための標準的な時間による こととされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の 開始するものとすること。

また、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護については、届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から算定を開始するものとすること。

ただし、<u>令和6年4月</u>から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、介護予防居宅療養管理指導に係るもの、介護予防福祉用具貸与及び介護予防支援に係るものについては、同年4月1日以前に、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護に係るものについては、同年4月1日までになされれば足りるものとする。

介護予防通所リハビリテーションについては、月額定額報酬であることから、月途中からのサービス開始、月途中でのサービス終了の場合であっても、原則として、それぞれ計画上に位置づけられた単位数を算定することとし、日割り計算は行わない。

ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援 から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事 業所を変更した場合については、日割り計算による。また、月途中で要支 援度が変更となった場合についても、日割り計算により、それぞれの単 位数を算定するものとする。

 $2 \sim 6$ (略)

- 第2 指定介護予防サービス単位数表に関する事項
- 1 通則
- (1)・(2) (略)
- (3) 退所日等における介護予防サービス費の算定について

介護予防短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)については、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、介護予防居宅療養管理指導費及び介護予防通所リハビリテーション費は算定できない。指定相当訪問型サービス等の福祉系サービスは別に算定できるが、介護予防短期入所サービスにおいても機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所(退院日)に指定相当通所型サービスを機械的に組

開始するものとすること。

また、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護については、届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から算定を開始するものとすること。

ただし、<u>令和3年4月</u>から算定を開始する加算等の届出については、前記にかかわらず、<u>介護予防訪問通所サービス</u>、介護予防居宅療養管理指導に係るもの、介護予防福祉用具貸与及び介護予防支援に係るものについては、同年4月1日以前に、介護予防短期入所サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護に係るものについては、同年4月1日までになされれば足りるものとする。

介護予防通所リハビリテーションについては、月額定額報酬であることから、月途中からのサービス開始、月途中でのサービス終了の場合であっても、原則として、それぞれ計画上に位置づけられた単位数を算定することとし、日割り計算は行わない。

ただし、月途中に①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合については、日割り計算による。また、月途中で要支援度が変更となった場合についても、日割り計算により、それぞれの単位数を算定するものとする。なお、要支援2であった者が、介護予防訪問介護費価を算定していた場合であって、月途中に、要支援1に変更となった場合については、認定日以降は介護予防訪問介護費価を算定することとする。

 $2 \sim 6$ (略)

- 第2 指定介護予防サービス単位数表に関する事項
- 1 涌即
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 退所日等における介護予防サービス費の算定について

介護予防短期入所療養介護のサービス終了日(退所・退院日)については、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、介護予防居宅療養管理指導費及び介護予防通所リハビリテーション費は算定できない。介護予防訪問介護等の福祉系サービスは別に算定できるが、介護予防短期入所サービスにおいても機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所(退院日)に介護予防通所介護を機械的に組み込むとい

み込むといった介護予防サービス計画は適正でない。

<u>また</u>、入所(入院)前に<u>指定相当通所型サービス</u>又は介護予防通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった介護予防サービス計画は適正ではない。

$(4)\sim(6)$ (略)

- (7) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとお りとすること。
- ① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に講じる所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。
- ② 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児、介護<u>及び治療</u>のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じ

った介護予防サービス計画は適正でない。

なお、入所(入院)当日であっても当該入所(入院)前に利用する介護 予防訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所(入院)前に介護 予防通所介護 又は介護予防通所リハビリテーションを機械的に組み込む といった介護予防サービス計画は適正ではない。

$(4)\sim(6)$ (略)

- (7) 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとお りとすること。
 - ① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。
 - ② 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は育児<u>及び</u>介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じ

て講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において 求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数 に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとす る。

(8) (略)

- (9) 令和6年4月から5月までの取扱い
- ① 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)において、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、介護予防居宅療養管理指導費及び介護予防通所リハビリテーション費(以下「介護予防訪問看護費等」という。)に係る改正は令和6年6月施行となっているところ、令和6年4月から5月までの間の介護予防訪問看護費等の算定は、「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和6年3月15日老高発0315001老認発0315001老健発0315001)による改正前の本通知に基づき実施するものとする。
- ② 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第86号)において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「処遇改善3加算」)の一本化は令和6年6月施行となっているところ、令和6年4月から5月までの間の処遇改善3加算の内容については、別途通知(「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- (1) (略)
- (2) 高齢者虐待防止措置未実施減算について

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定介護予防サービス基準第53条の10の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための

て講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において 求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数 に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとす る。

(8) (略)

(新設)

- 2 介護予防訪問入浴介護費
- (1) (略)

- の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、SPDCAサイクルにより、サービスの質の管理を行うこと。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。
- ① なお、入院による中断があり、医師の指示内容に変更がある場合は、 新たに利用が開始されたものとする。
- (14) 退院時共同指導加算について
- ① 介護予防訪問リハビリテーションにおける退院時共同指導とは、病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での介護予防訪問リハビリテーション計画に反映させることをいう。
- ② 退院時共同指導は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該者又はその家族の同意を得なければならない。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- ③ 退院時共同指導を行った場合は、その内容を記録すること。
- ④ 当該利用者が介護予防通所及び介護予防訪問リハビリテーション事業所を利用する場合において、各事業所の医師等がそれぞれ退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合は、各事業所において当該加算を算定可能である。ただし、介護予防通所及び介護予防訪問リハビリテーション事業所が一体的に運営されている場合においては、併算定できない。
- (15) サービス提供体制強化加算について
- ① 介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2<u>111</u>6及び⑦を参照されたい。
- ② (略)

(16) (略)

- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- (1)・(2) (略)
- (3) 医師・歯科医師の介護予防居宅療養管理指導について

(11) 事業所評価加算の取扱いについて

事業所評価加算の別に厚生労働大臣が定める基準ロの要件の算出式は 以下のとおりとする。

要支援状態区分の維持者数+改善者数×2

 $- \ge 0.7$

評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーションリハビリテーション費を3月以上算定し、 その後に更新・変更認定を受けた者の数

- (12) サービス提供体制強化加算について
 - ① 介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2<u>9</u>6及び⑦を参照されたい。
- ② (略)

(13) (略)

- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- (1)・(2) (略)
- (3) 医師・歯科医師の介護予防居宅療養管理指導について

算定内容

主治の医師及び歯科医師の行う介護予防居宅療養管理指導については、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員等(介護予防支援事業者により介護予防支援を受けている要支援被保険者については介護予防サービス計画を作成している保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員を、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者にあっては、当該事業所の介護支援専門員をいう。以下この項において「介護支援専門員等」という。)に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に算定する。介護支援専門員等への情報提供がない場合には、算定できないこととなるため留意すること。

また、利用者が他の介護予防サービスを利用している場合にあっては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護予防サービス事業者等に介護予防サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこととする。

また、必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意<u>するとともに、診療</u>方針に関して利用者の意思決定支援を行った場合は、関連する情報について、ケアマネジャー等に提供するよう努めることとする。

なお、当該医師が当該月に医療保険において、「在宅時医学総合管理料」又は「施設入居時等医学総合管理料」を当該利用者について算定した場合には、当該医師に限り介護予防居宅療養管理指導費Ⅱを算定する。

② 「情報提供」及び「指導又は助言」の方法 ア ケアマネジャーに対する情報提供の方法

ケアプランの策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議への参加により行うことを基本とする(必ずしも文書等による必要はない。)。

当該会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、左記の「情報提供すべき事項」(薬局薬剤師に情報提供する場合は、診療状況を示す文書等の内容も含む。)につ

① 算定内容

主治の医師及び歯科医師の行う介護予防居宅療養管理指導については、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員等(介護予防支援事業者により介護予防支援を受けている要支援被保険者については介護予防サービス計画を作成している保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員を、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者にあっては、当該事業所の介護支援専門員をいう。以下この項において「介護支援専門員等」という。)に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護予防サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に算定する。介護支援専門員等への情報提供がない場合には、算定できないこととなるため留意すること。

また、利用者が他の介護予防サービスを利用している場合にあって は、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該介護予防 サービス事業者等に介護予防サービスを提供する上での情報提供及び 助言を行うこととする。

また、必要に応じて、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意<u>し、また、関連する</u>情報については、ケアマネジャー等に提供するよう努めることとする。

なお、当該医師が当該月に医療保険において、「在宅時医学総合管理料」又は「施設人居時等医学総合管理料」を当該利用者について算定した場合には、当該医師に限り介護予防居宅療養管理指導費Ⅱを算定する。

② 「情報提供」及び「指導又は助言」の方法 ア ケアマネジャーに対する情報提供の方法

ケアプランの策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議への参加により行うことを基本とする(必ずしも文書等による必要はない。)。

当該会議への参加が困難な場合やサービス担当者会議が開催されない場合等においては、左記の「情報提供すべき事項」(薬局薬剤師に情報提供する場合は、診療状況を示す文書等の内容も含む。)につ

いて、別紙様式1 (医師) 又は2 (歯科医師) 等 (メール、FAX等でも可) により、ケアマネジャーに対して情報提供を行うことで足りるものとする。 なお、(e)においては別紙様式1 (医師) 等により情報提供する場合に限る。

なお、サービス担当者会議等への参加により情報提供を行った場合については、別紙様式1又は2を参考に、その情報提供の要点を記載すること。当該記載については、医療保険の診療録に記載することは差し支えないが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。

また、別紙様式1又は2等により情報提供を行った場合については、当該様式等の写しを診療録に添付する等により保存すること。 (情報提供すべき事項)

(a)~(d) (略)

(e) 人生の最終段階における医療・ケアに関する情報等

イ (略)

③ \sim ⑤ (略)

- (4) 薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導について
 - ① 薬局薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導については、医師又は 歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、ま た、医療機関の薬剤師が行う場合にあっては、医師又は歯科医師の指 示に基づき、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用 状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した介 護予防居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対 して積極的に文書等にて提出するよう努め、速やかに記録(薬局薬剤 師にあっては、薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師にあっては、薬剤 管理指導記録)を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告した上 で、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要 な情報提供を行うこととする。介護支援専門員等への情報提供がない 場合には、算定できないこととなるため留意すること。ただし、介護支 援専門員等による介護予防サービス計画の作成が行われていない場合 の取扱いについては、(3)③を準用する。併せて、利用者の服薬状況や薬 剤の保管状況に問題がある場合等、その改善のため訪問介護員等の援 助が必要と判断される場合には、関連事業者等に対して情報提供及び 必要な助言を行うこととする。薬局薬剤師にあっては当該介護予防居

いて、別紙様式1 (医師) 又は2 (歯科医師) 等 (メール、FAX等でも可) により、ケアマネジャーに対して情報提供を行うことで足りるものとする。

なお、サービス担当者会議等への参加により情報提供を行った場合については、別紙様式1又は2を参考に、その情報提供の要点を記載すること。当該記載については、医療保険の診療録に記載することは差し支えないが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにすること。

また、別紙様式1又は2等により情報提供を行った場合については、当該様式等の写しを診療録に添付する等により保存すること。 (情報提供すべき事項)

(a)~(d) (略)

(新設)

イ (略)

 $(3)\sim(5)$ (略)

- (4) 薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導について
 - ① 薬局薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導については、医師又は 歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、ま た、医療機関の薬剤師が行う場合にあっては、医師又は歯科医師の指 示に基づき、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用 状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した介 護予防居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対 して積極的に文書等にて提出するよう努め、速やかに記録(薬局薬剤 師にあっては、薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師にあっては、薬剤 管理指導記録)を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告した上 で、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要 な情報提供を行うこととする。介護支援専門員等への情報提供がない 場合には、算定できないこととなるため留意すること。ただし、介護支 援専門員等による介護予防サービス計画の作成が行われていない場合 の取扱いについては、(3)③を準用する。併せて、利用者の服薬状況や薬 剤の保管状況に問題がある場合等、その改善のため訪問介護員等の援 助が必要と判断される場合には、関連事業者等に対して情報提供及び 必要な助言を行うこととする。薬局薬剤師にあっては当該介護予防居

宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対し訪問結果について必要な情報提供を文書で行うこととする。また、必要に応じて、(3) ①の社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った医師又は歯科医師に提供するよう努めることとする。提供した文書等の写しがある場合は、記録に添付する等により保存することとする。

利用者の居宅への訪問時における薬学管理指導や多職種連携に当たっての留意点については「多職種連携推進のための在宅患者訪問薬剤管理指導ガイド」(以下「ガイド」という。)(https://www.ncgg.go.jp/hospital/kenshu/organization/yakugaku.html)等を参照されたい。また、医師、歯科医師、ケアマネジャー等への情報提供については、ガイド及びガイド別添の報告様式、お薬問診票及び薬学的評価シートを参考に行うこと。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

②・③ (略)

- ④ 薬局薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導費を月2回以上算定する場合(がん末期患者又は中心静脈栄養若しくは注射による麻薬の投与を受けている者に対するものを除く。)にあっては、算定する日の間隔は6日以上とする。がん末期患者又は中心静脈栄養若しくは注射による麻薬の投与を受けている者については、週2回かつ月8回に限り算定できる。医療機関の薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導を月2回算定する場合にあっては、算定する日の間隔は6日以上とする。
- ⑤ 介護予防居宅療養管理指導を行った場合には、薬局の薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録に、少なくとも以下のア~<u>セ</u>について記載しなければならない。

ア~エ (略)

<u>オンライン資格確認システムを通じて取得した患者の薬剤情報又</u> は特定健診情報等

<u>カ</u>~<u>セ</u> (略)

⑥•⑦ (略)

⑧ 現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が介護予防居宅療養管理指導を 行っている場合は、介護予防居宅療養管理指導費は、算定しない。<u>ただし、居住地の変更等により、現に介護予防居宅療養管理指導を行っている医療機関又は薬局からのサービスが受けられなくなった場合には</u> 宅療養管理指導の指示を行った医師又は歯科医師に対し訪問結果について必要な情報提供を文書で行うこととする。また、必要に応じて、(3) ①の社会生活面の課題にも目を向けた地域社会における様々な支援につながる情報を把握し、関連する情報を指示を行った医師又は歯科医師に提供するよう努めることとする。提供した文書等の写しがある場合は、記録に添付する等により保存することとする。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

②・③ (略)

- ④ 薬局薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導費を月2回以上算定する場合(がん末期患者<u>及び</u>中心静脈栄養を受けている者に対するものを除く。)にあっては、算定する日の間隔は6日以上とする。がん末期患者<u>及び</u>中心静脈栄養を受けている者については、週2回かつ月8回に限り算定できる。医療機関の薬剤師が行う介護予防居宅療養管理指導を月2回算定する場合にあっては、算定する日の間隔は6日以上とする。
- ⑤ 介護予防居宅療養管理指導を行った場合には、薬局の薬剤師にあっては、薬剤服用歴の記録に、少なくとも以下のア~<u>ツ</u>について記載しなければならない。

ア〜エ (略)

(新設)

<u>オ</u>~<u>ス</u> (略)

⑥·⑦ (略)

⑧ 現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が介護予防居宅療養管理指導を 行っている場合は、介護予防居宅療養管理指導費は、算定しない。 この限りでない。その場合においても、以前に介護予防居宅療養管理 指導を行っていた医療機関又は薬局から利用者の情報を適切に引き継 ぐと共に、1月の介護予防居宅療養管理指導の算定回数の上限を超え ないよう調整すること。

⑨~⑤ (略)

(6) 情報通信機器を用いた服薬指導

ア 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導(介護予防居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合に、<u>ハ(2)一から</u>巨までと合わせて1月に4回に限り算定する。この場合において、介護予防居宅療養管理指導費の加算は算定できない。

イ (略)

(削る)

(削る)

(削る)

ウ~カ (略)

主 介護予防居宅療養管理指導費又は注2を月2回以上算定する場合 (がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与を受けてい る者に対するものを除く。)にあっては、算定する日の間隔は6日以 上とする。がん末期患者、中心静脈栄養及び注射による麻薬の投与 を受けている者については、ハ(2)一から臼までと合わせて週2回か ⑨~⑸ (略)

16 情報通信機器を用いた服薬指導

ア 医科診療報酬点数表の区分番号C○○2に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施により処方箋が交付された利用者であって、介護予防居宅療養管理指導費が月1回算定されているものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導(介護予防居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合に、月1回に限り算定する。この場合において、介護予防居宅療養管理指導費の加算は算定できない。

イ (略)

- ウ 情報通信機器を用いた服薬指導は、当該薬局内において行うこと。
- 工 利用者の同意を得た上で、対面による服薬指導と情報通信機器を 用いた服薬指導を組み合わせた服薬指導計画を作成し、当該計画に 基づき情報通信機器を用いた服薬指導を実施すること。
- 才 情報通信機器を用いた服薬指導を行う薬剤師は、原則として同一の者であること。ただし、次のa及びbをいずれも満たしている場合に限り、やむを得ない事由により同一の薬剤師が対応できないときに当該薬局に勤務する他の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導を行っても差し支えない。
- a 当該薬局に勤務する他の薬剤師(あらかじめ対面による服薬指導を実施したことがある2名までの薬剤師に限る。)の氏名を服薬 指導計画に記載していること。
- <u>b</u> 当該他の薬剤師が情報通信機器を用いた服薬指導を行うことに ついてあらかじめ利用者の同意を得ていること。

カ~ケ (略)

つ月8回に限り算定できる。

- ① 医療用麻薬持続注射療法加算
 - ア 医療用麻薬持続注射療法加算は、在宅において医療用麻薬持続注射療法を行っている患者又はその家族等に対して、患家を訪問し、麻薬の投与状況、残液の状況及び保管状況について確認し、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行うとともに、麻薬による鎮痛等の効果や患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無を確認し、薬学的管理及び指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。
 - <u>イ</u> 当該患者が麻薬の投与に使用している高度管理医療機器について、保健衛生上の危害の発生の防止に必要な措置を講ずること。
 - ウ 必要に応じて、処方医以外の医療関係職種に対しても、麻薬の投与状況、残液の状況、保管状況、残液の適切な取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等について情報提供すること。
 - <u>工</u> 医療用麻薬持続注射療法加算を算定するためには、薬剤服用歴等 に(4)⑤又は⑥の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記 載されていなければならない。
 - (4) 訪問に際して実施した麻薬に係る薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、投与状況、残液の状況、併用薬剤、疼痛緩和等の状況、麻薬の継続又は増量投与による患者の服薬中の体調の変化 (副作用が疑われる症状など)の有無などの確認等)
 - (ロ) 訪問に際して行った患者又はその家族等への指導の要点(麻薬 に係る服薬指導、残液の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導 等)
 - (A) 処方医に対して提供した訪問結果に関する情報(麻薬の投与状況、疼痛緩和及び患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。)の要点

 - <u>オ</u> 医療用麻薬持続注射療法加算については、麻薬管理指導加算を算 定している患者については算定できない。

- ⑱ 在宅中心静脈栄養法加算
 - ア 在宅中心静脈栄養法加算は、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に係る薬学的管理指導の際に、患家を訪問し、患者の状態、投与環境その他必要な事項等の確認を行った上で、患者又はその家族等に対して保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の必要な薬学的管理指導を行い、処方医に対して必要な情報提供を行った場合に算定する。

 - ウ 在宅中心静脈栄養法加算を算定するためには、薬剤服用歴等に(4) ⑤又は⑥の記載事項に加えて、少なくとも次の事項について記載されていなければならない。
 - (4) 訪問に際して実施した在宅患者中心静脈栄養法に係る薬学的管理指導の内容(輸液製剤の投与状況、保管管理状況、残薬の状況、栄養状態等の状況、輸液製剤による患者の体調の変化(副作用が疑われる症状など)の有無、薬剤の配合変化の有無などの確認等)
 - (<u>ロ</u>) 訪問に際して行った患者・家族への指導の要点(輸液製剤に係る服薬指導、適切な保管方法の指導等)
 - (ハ) 処方医及び関係する医療関係職種に対して提供した訪問結果、 輸液製剤の保管管理に関する情報(輸液製剤の投与状況、栄養状態及び患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など) 等の状況、服薬指導の要点等に関する事項を含む。)の要点
- (5) 管理栄養士の介護予防居宅療養管理指導について
 - ① 管理栄養士の行う介護予防居宅療養管理指導については、居宅で療養を行っており、通院による療養が困難な利用者について、医師が当該利用者に厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合又は当該利用者が低栄養状態にあると医師が判断した場合であって、当該医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、作成した栄養ケア計画を利用者又はその家族等に対して交付するとともに、当該栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行った場合に算定する。

- (5) 管理栄養士の介護予防居宅療養管理指導について
 - ① 管理栄養士の行う介護予防居宅療養管理指導については、居宅で療養を行っており、通院による療養が困難な利用者について、医師が当該利用者に厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合又は当該利用者が低栄養状態にあると医師が判断した場合であって、当該医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を訪問し、作成した栄養ケア計画を<u>患者</u>又はその家族等に対して交付するとともに、当該栄養ケア計画に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行った場合に算定する。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

- ② (略)
- ③ 介護予防居宅療養管理指導(II)については、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、介護予防居宅療養管理指導を実施した場合に、当該介護予防居宅療養管理指導事業所が算定できる。

なお、他の指定介護予防居宅療養管理指導事業所との連携により管理栄養士を確保し、介護予防居宅療養管理指導を実施する場合は、計画的な医学的管理を行っている医師が所属する指定介護予防居宅療養管理指導事業所が認めた場合は、管理栄養士が所属する指定介護予防居宅療養管理指導事業所が算定することができるものとする。

また、医学的管理を行っている医師の指示に当たり指示書を作成する場合は、別紙様式4の様式例を参照されたい。

4~6 (略)

- ⑦ 心臓疾患等の利用者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の利用者に対する潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の利用者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している利用者に対する低残渣食並びに高度肥満症(肥満度がプラス40%以上又はBMIが30以上)の利用者に対する治療食を含む。なお、高血圧の利用者に対する減塩食(食塩相当量の総量が6.0グラム未満のものに限る。)及び嚥下困難者(そのために摂食不良となった者も含む。)のための流動食は、介護予防短期入所生活介護費及び介護予防短期入所療養介護費の療養食加算の場合と異なり、介護予防居宅療養管理指導の対象となる特別食に含まれる。
- ⑧ 当該利用者の計画的な医学管理を行っている医師が、急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別指示を出す場合、特別な指示に係る内容は、別紙様式5の様式例を参照のうえ、頻回の栄養管理が必要な理由等を記録する。当該指示に基づく居宅療養管理指導の実施に当たっては、②から⑥を準用し、その栄養ケア計画

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

- ② (略)
- ③ 介護予防居宅療養管理指導(II)については、指定介護予防居宅療養管理指導事業所の計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、介護予防居宅療養管理指導を実施した場合に、当該介護予防居宅療養管理指導事業所が算定できる。

なお、他の指定介護予防居宅療養管理指導事業所との連携により管理栄養士を確保し、介護予防居宅療養管理指導を実施する場合は、計画的な医学的管理を行っている医師が所属する指定介護予防居宅療養管理指導事業所が認めた場合は、管理栄養士が所属する指定介護予防居宅療養管理指導事業所が算定することができるものとする。

 $4 \sim 6$ (略)

⑦ 心臓疾患等の<u>患者</u>に対する減塩食、十二指腸潰瘍の<u>患者</u>に対する潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の<u>患者</u>に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している<u>患者</u>に対する低残渣食並びに高度肥満症(肥満度がプラス40%以上又はBMIが30以上)の<u>患者</u>に対する治療食を含む。なお、高血圧の<u>患者</u>に対する減塩食(食塩相当量の総量が6.0グラム未満のものに限る。)及び嚥下困難者(そのために摂食不良となった者も含む。)のための流動食は、介護予防短期入所生活介護費及び介護予防短期入所療養介護費の療養食加算の場合と異なり、介護予防居宅療養管理指導の対象となる特別食に含まれる。

に従った栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を行った場合に、その指示の日から30日間に限って、1月に2回を超えて、2回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、⑥に掲げるプロセスのうち実施する内容については、介入の頻度や当該利用者の状態により判断して差し支えない。

なお、請求明細書の摘要欄に訪問日を記入することとする。

⑨ 管理栄養士による介護予防居宅療養管理指導の栄養アセスメント等 に当たっては別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、 口腔の実施及び一体的取組について」)を参照されたい。

⑩ (略)

(6) • (7) (略)

- (8) イ注4、口注3、ハ注5、二注3、ホ注3について 2の(7)を参照のこと。
- (9) (略)
- 6 介護予防通所リハビリテーション費
- (1) 算定の基準について
 - ①・② (略)
 - ③ 指定介護予防通所リハビリテーションは、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、実施することが原則であるが、医療機関において、当該医療機関の医師の診療を受け、当該医療機関の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士からリハビリテーションの提供を受けた利用者に関しては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式2-2-1をもって、当該医療機関から情報提供を受けた上で、当該事業所の医師が利用者を診療し、記載された内容について確認して、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、例外として、別紙様式2-2-1をリハビリテーション計画書とみなして介護予防通所リハビリテーション計画書とみなして介護予防通所リハビリテーション計画書と

なお、その場合であっても、算定開始の日が属する月から起算して 3月以内に、当該事業所の医師の診療に基づいて、次回の介護予防通 所リハビリテーション計画を作成する。

④ 介護予防通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価

(新設)

⑧ (略)

(6)・(7) (略)

- (8) イ注4、口注3、ハ注5、二注3、ホ注3について 2の(5)を参照のこと。
- (9) (略)
- 6 介護予防通所リハビリテーション費
- (1) 算定の基準について
 - ①・② (略)

(新設)

③ 介護予防通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和6年4月改定箇所

- I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費

<u>二(削除)</u>

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費
- Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費
- Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護福祉施設サービス
 - 2 介護保健施設サービス

3 (削除)

4 介護医療院サービス

4 訪問リハビリテーション費

			注	注	注	注	注	2	Ì	注
	基本部分		事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う場 合	特別地域訪問リハ ピリテーション加算	中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算.	リハピリテーションマ ネジメント加算(A)	「Jハビリテーションマ ネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計 のに収しに係る診 度を行わなかった 場合
	病院又は診療所の場合		事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上					リハビリテーションマ ネジメント加算(A) イ	リハビリテーションマ ネジメント加算(B) イ	
イ 訪問リハビリテーション費	介護老人保健施設の場合	1回につき 307単位	にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +180単位 リハビリテーションマ ネジメント加算(A)	1月につき +450単位 リハビリテーションマ ネジメント加算(B)ロ	1回につき 50単位
	介護医療院の場合		の利用者50人以 上にサービスを行う 場合 ×85/100					ロ 1月につき +213単位	1月につき 1月に口き 1月に口き 1月に口き 1月につき 1月に口き 1月に日 1日に日 1日に日 1日に日 1日に日 1日に日 1日に日 1日に日	
ロ 移行支援加算		(1日につき 17単位を加算)								
ハ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I) (2)サービス提供体制強化加算(II)	(1回につき +6単位) (1回につき +3単位)								

: 「特別地域訪問リルピリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の第定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

			1			
	基本部分			注 特別地域居宅療 養管理指導加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
	(1) 居宅療養管理指導費(I) ((2)以外)	(486単位) (三) (一)及び(二)以外の場合				
4 医師が行う場合 (月2回を陳度)	(2) 歴空橋套管理指導費(I) (在宇時医学総合管理料 又は特定施設人居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(445単位) (一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)				
	(1) 単一建物居住者1人に対し	て行う場合				
ロ 歯科医師が行う場合	(2) 単一建物居住者2人以上9	(516単位) 3人以下に対して行う場合		+15/100	+10/100	+5/100
(月2回を限度)	(3) (1)及び(2)以外の場合	(486単位)				
		(440単位) (一) 単一建物居住者1人	往			
	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物店住在1人 に対して行う場合 (565単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)	特別な業利の投業所行われている在宅の 利用者なは属性系態的人思考率に対し て、当該薬剤の使用に関する必要な案学 的管理指導を行った場合 +100単位			
ハ 薬剤師が行う場合	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者 人 に対して行う場合 (517単位) (517単位) (517単位) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (378単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位) (四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度)				
		(45単位)				
二 管理栄養士が行う場合	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)				
(月2回を限度)	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (524単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)		+15/100	+10/100	+5/100
	(1) 単一建物居住者1人に対し	て行う場合				
ホ 歯科衛生士等が行う場合	(2) 単一建物居住者2人以上9	(361単位)				
(月4回を限度)	(3) (1)及び(2)以外の場合	(325単位)				
		(294単位)				

[※] ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、返2回かつ月8回算定できる。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年4月改定箇所

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

二 (削除)

- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費
- Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造 介護予防支援費

4 介護予防居宅療養管理指導費

71100 0 170	冶 七原 波 日 生 1					
	基本部))	炷	注 特別地域介護予防 居宅療養管理指導 加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ピス提供加算
	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費(I) ((2)以外)	(一) 単一維物素化等1人に対して行う 場合 (514単位) (514単位) (二) 単一推物報件等2人以下 に対して行う場合 (486単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)				
名 整節が行う場合 (月2個を複曲)	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費(目) (在中間医学総合 管理料又は特定館 設入用等等医学能 合管理料を算定す る場合)	(一) 単一建物旧住者 41 人に対して行う 場合 (208年位) (208年位) (二) 単一建物配任者2人以上9人以下 に対して行う場合 (286年位) (二) (一)及び(二)以外の場合 (259年位)				
	(1) 単一建物居住者1人に対			+15/100	+10/100	+5/100
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(2) 単一建物居住者2人以上(3) (1)及び(2)以外の場合	9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及()(2)以外の場合	(440単位) (一) 単一建物居住名1人に対して行う				
	(1) 病院又は診療所の 家有額か9万場合 (月2回を限度)	場合 (665単位) (二) 単一連物原在型2人以上9人以下 に対して行う場合 (416単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)	提供の 特別な薬剤の改薬が行われている生物の 利用者文は自じ素強能入日本物に対し、 は、当該集務の受用に関する必要な薬学 的管理指導を行った場合 +100単位			
ハ 薬剤師が行う場合	(2) 英間の英利師の場合 (月4回を設置)	(一) 第一議節既在第1人に対して行う 場合 場合 (517単位) (こ) 第一選節既任者2人以上9人以下 に対して行う場合 (378単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)				
		(四) 情報適信機器を用いて行う場合 (月1回を設度) (45単位)				
二 管理栄養士 が行う場合	(1) 当該指定医宅保養管理 指導事所の管理 栄養土が行った場合	(一) 単一接物原任者1人に対して行う 場合 (544単位) (544単位) (二) 単一建物原任者2人以上9人以下 に対して行う場合 (488単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)				
が行う場合 (月2回を原度)	(2) 当該指定原宅療養管理 指導事業所以外の資理 米美士4円つた場合	(一) 第一種物居住者1人に対して行う 場合 (524年位) (二) 第一種物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (466年位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (423年位)		+15/100	+10/100	+5/100
	(1) 単一建物居住者1人に	対して行う場合 (361単位)				
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 (月4回を接座)	(2) 単一建物居住者2人以	L上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合	合 (294単位)				

[※] ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

介護報酬の算定構造

介護サービス

: 令和6年6月改定箇所

- I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - 二 (削除)
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費
- Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費
- Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注 高龄老虚活防止 括置未变施运算	注 <u>業務部統計區</u> 未 策宁滅寶	以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域訪問リハ ピリテーション加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に思 住する者へのサー ビス提供加算		注 リハビリテーションマネジメント担策	を加ま では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		注 事業所の医師がリ ハビリテーション計 面の作成に係る診 液を行わなかった 場合
	病院又は診療所の場合				事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合					リハビリテーションマ ネジメント加算 <u>〔4〕</u> 事業所の医師が到	1850		
イ 訪問リハビリテーション賞	介護老人保健施設の場合	1回につき <u>308</u> 単位	<u>=1/100</u>	<u>=1/100</u>	サービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物 の利用者50人以 上にサービスを行う	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +180単位 に対して反明しま リハビリテーションマ ネジメント加算(ロ) 1月につき 1月につき	1月につき +240単位 (退院(所)日又は 訪問開始日から3 月以内の期間に、1 週間に2日を限度)	1回につき ±50単位 (1月に1回を限度)	1回につき 50単位
	介護医療院の場合				上にサービスを行う 場合 ×85/100					+213単位			
退除時共開指導加算	<u>□ 设种時共間接端的算</u> (600量位を知識)										-		

(1)サービス提供体制強化加算(1) サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位) (1回につき +6単位)

5 居宅療養管理指導費

			1		,,,			
1	基本部分				注 特別地域居宅療 管理指導加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	注 特別地域居宅療養 管理指導加算
	(1) 厄宅痕簽管理指導賽(I) ((2)以外)	(一) 単一連物原住者1人 に対して行う場合 (三) 15年位) (二) 単一連物原住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (487単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (446単位)						
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(2) 原宅敷養管理指導費(II) (在宅助医学総合管理料 又は効定物飲入局對等 医学総合管理料を算定 する場合)	(二) 単一建物際住者1人 に対して行う場合 (209単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)						
	(1) 単一建物居住者1人に対して							
ロ 歯科医師が行う場合	(2) 単一建物居住者2人以上9人	(<u>517</u> 単位) 以下に対して行う場合			115 (100	110 /100	LE /100	115 /100
(月2回を設度)	(3) (1)及び(2)以外の場合	(487単位) (441単位)			+15/100	+10/100	+5/100	+15/100
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病能又は診療所の 業別部が行っ場合 (月2回を根塞)	(一) 単一建物原住第1人 に対して行う場合 (三)単一建物原住第2人以上9人 以下に対して行う場合 (三)(一)及び(二)以外の場合 (三)(一)及び(二)以外の場合 (三)(一)単一建物原住第1人	注 等別な業計の投資が行われている在室 の海川等文は単位を推進かる風音等に対 して、設建第四級門に前する必要な業 学的管理指導を行った場合 +100単位	<u>法加算</u>	<u>0.前13来看</u> 150無位			
	(2) 薬県の薬剤師の場合 (月4個を根度)	に対して行う場合						
二 管理栄養士が行う場合	(1) 当該指定原宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (545単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (457単位) (三) (一)及び(二)以外の場合						
(月2箇多級後)	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一雄物居住者1人 に対して行う場合 (三25単位) (二) 単一雄物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (467単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (424単位)			+15/100	+10/100	+5/100	+15/100
	(1) 単一建物居住者1人に対して	:行3場合						
	(362単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合							
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	CES NE SSIE EL BESTOSEES	(326単位)						

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:令和6年6月改定箇所

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - 二 (削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費
- Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造 介護予防支援費

